

【書類名】 特許願
【整理番号】 P02723
【あて先】 特許庁長官殿
【国際特許分類】 A45C 13/30
【発明者】
 【住所又は居所】 東京都豊島区高松2丁目47-5
 【氏名】 品川 全
【発明者】
 【住所又は居所】 福岡県北九州市八幡西区市瀬1丁目14-36-103号室
 【氏名】 品川 優紀
【特許出願人】
 【識別番号】 508086391
 【氏名又は名称】 品川 全
【特許出願人】
 【識別番号】 508086726
 【氏名又は名称】 株式会社クロスワン
【代理人】
 【識別番号】 100109553
 【弁理士】
 【氏名又は名称】 工藤 一郎
【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 100322
 【納付金額】 15,000円
【提出物件の目録】
 【物件名】 特許請求の範囲 1
 【物件名】 明細書 1
 【物件名】 図面 1
 【物件名】 要約書 1

【書類名】明細書

【発明の名称】ストラップアクセサリ作成材料、ストラップアクセサリおよびストラップ

【技術分野】

【0001】

本件発明は、ストラップアクセサリ作成材料、特に小さな写真アルバムを作成可能に構成されているストラップアクセサリ作成材料に関し、ならびに当該ストラップアクセサリを備えられたストラップに関する。

【背景技術】

【0002】

いわゆる携帯ストラップ（本発明においては、単に「ストラップ」という）は、携帯電話などの携帯品に取り付けられる革製、布製などの紐状や金属のチェーン状などの形状のものをいい、元来は、携帯電話等を首から吊るしたり、衣服（例えばベルト通し）等に係離れ、これに小物を入れることのできるケースなどを取り付けたり、アクセサリを取り付けて装飾品として用いたりすることも多い。

【0003】

例えば、非特許文献1には、開閉ボタン付きのブック型のクリアファイルをストラップの先端に取り付けたものが開示されている（非特許文献1参照）。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0004】

【非特許文献1】ストラップヤ・広告ページ掲載「パチッとあけると便利アイテム！」（<http://www.strappya.com/products/27932.html>）

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

ストラップに取り付けられる装飾品としては、例えば、マスコット人形、写真入りのホルダなどがある。これらは、例えばマスコット人形を身近に常におくことで気を休めたり、大事な人の写真を肌身離さず身に付けることで安心感を得たりするために利用されることが多い。ストラップは従来は単に装飾的な機能しか有さなかったが、最近ではその域を超えて心理的な安らぎを得るために大事なものを常に身に付けるための道具として利用される傾向が高くなっている。

【0006】

上記従来のブック型クリアファイルは、小さなもの、例えばメモリカードや、折りたたんだメモを収納してストラップに取り付けるようにしたものである。

【0007】

しかし、このブック型クリアファイルは、小さなものを収納することを目的としているので通常の写真を収納するにはサイズが小さすぎる（約55mm）。一方、當時身に付けるストラップとしてはむしろサイズはやや大きすぎる。このサイズは通常の携帯電話の幅（50mm程度）よりも大きいたとえば携帯電話にぶら下げてポケットに気軽に入れて行動するには適さない。サイズがこの程度になった理由としてはクリアファイルを構成するために必要な技術的な制約、例えばクリアポケットへのメモリカードなどの出し入れのために必要なスペースの確保や、クリアポケットの頑丈性などの技術的要請などがあるものと思われる。

【0008】

本発明の解決すべき課題は、通常のスナップ写真などを複数分ストラップのアクセサリができるストラップアクセサリ作成材料を提供することと、そのストラップのサイズも常に付けるものとして不自由でないサイズとできるストラップアクセサリ作成材料を提

供することにある。また、当該ストラップアクセサリ作成材料を用いて作成されるストラップアクセサリおよび当該ストラップアクセサリを備えたストラップを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0009】

以上の課題を解決するために、通常のスナップショットのデータを小さなサイズの印画紙である写真プリント用のシールに焼きつけるに適した材料を提供すると共に、このシールを何かに貼り付けたり、何かクリアポケットのようなものに収納したりするだけでなく、このシール自体を写真アルバムそのものを構成する材料にできるようにした。これにより従来のような収納構造が必要なくなりそれに伴ってサイズを十分に小さくするができた。なお、印画紙の種類に特に限定はなく、例えばインクジェット用の印画紙であってもよいし、昇華型熱転写用の印画紙であってもよい。

【0010】

またシールは一枚一枚独立的に剥離できる構造として、スナップショットなどの中から気に入ったショットのみを選択する自由を利用者に与え、また複数のスナップショットなどをどのような順番でアルバムとして配列するかも自由に設計できる仕組みを利用者に与えている。さらにアルバムそのものをシールで構成するようにした上に、アルバムの表紙などもシールを配置する台紙となるベースシート上に配置したので利用者にとっても、提供者にとっても煩雑さを最低とすることができた。

【0011】

以上の課題を解決するためさらに具体的には、第一の発明は、ベースシートと、ベースシート上で剥離可能に配置される写真プリント用の複数のシールとを有し、各シールは、シール中央に折り目を有し、折り目で分けられる見開き2ページの各ページ裏面を他の任意のシールの各ページ裏面と貼り合わせることでストラップのアクセサリとなる小さな写真アルバムのアルバムページ部を作成可能に構成されているストラップアクセサリ作成材料を提供する。

【0012】

また、第二の発明は、第一の発明を基礎として、各シールは、角に丸みを持たせた形状であるストラップアクセサリ用材料を提供する。

【0013】

また、第三の発明は、第一または第二の発明を基礎として、ベースシート上で剥離可能に配置される写真プリント用の表紙シールを有し、表紙シールは、シール略中央に二つの折り目を有し、折り目で挟まれる中央部分は、アルバムページ部の背の部分と対応することでアルバムページ部に対する背表紙を構成可能であり、折り目で分けられる左右部分は、アルバムページ部の最初のページ裏面と最後のページ裏面と貼り合わされることで表表紙、裏表紙を作成可能であるように構成されているストラップアクセサリ作成材料を提供する。

【0014】

また、第四の発明は、第一から第三のいずれか一の発明を基礎として、前記複数のシールには、アルバムページ部の最初の2ページ専用の最初シールと、アルバムページ部の最後の2ページ専用の最後シールとが含まれ、最初シールの最初のページと、最後シールの最後のページとは、アルバムページ部の小口にひさしとなるように大きめに構成されているストラップアクセサリ作成材料を提供する。

【0015】

また、第五の発明は、第三の発明または第三の発明を基礎とする第四の発明を基礎として、ベースシート上で剥離可能に配置され、ストラップ紐挿通穴用切込み部を有し、幅が表紙シールの前記中央部分幅とほぼ等しい短冊状のつり下げシールをさらに有するストラップアクセサリ作成材料を提供する。

【0016】

また、第六の発明は、第一から第五のいずれか一の発明のストラップアクセサリ作成材

【0017】
また、第七の発明は、第六の発明のストラップアクセサリを備えたストラップを提供する。

【発明の効果】

【0018】

本発明により、通常のスナップ写真などを複数分ストラップのアクセサリとできるストラップアクセサリ作成材料を提供することと、そのストラップのサイズも常時身に付ける可能となる。また、当該ストラップアクセサリ作成材料を提供することがアクセサリおよび当該ストラップアクセサリを備えたストラップを提供することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【0019】

【図1】本発明のストラップ作成材料の一例を示す平面図

【図2】図1のA-A断面図

【図3】各シールの形状の一例を示す平面図

【図4】表紙シールの形状の一例を示す図

【図5】最初シールの最初のページと最後シールの最後のページとがアルバムページ部の小口にひさしとなるように大きめに構成されている状態を説明するための図

【図6】最初シールと最後シールの形状の一例を示す図

【図7】つり下げシールの形状の一例を示す図

【図8】つり下げシールの使用状態の一例を示す図

【図9】実施例2のストラップアクセサリの作成要領を説明するための図

【図10】実施例2のストラップアクセサリの作成要領を説明するための図

【図11】実施例2のストラップアクセサリの作成要領を説明するための図

【図12】本実施例のストラップの一例を示す図

【符号の説明】

【0020】

0100 ストラップ作成材料

0103~0113 シール

0114 表紙シール

0115 つり下げ用シール

0201 ベースシート

0520 ストラップアクセサリ

1230 ストラップ

【発明を実施するための形態】

【0021】

以下に、本発明の実施例を説明する。なお、本発明はこの実施例に何ら限定されるものではなく、その要旨を逸脱しない範囲において、種々なる態様で実施しうる。

【実施例1】

【0022】

〈概要〉

【0023】

本実施例のストラップ作成材料は、ベースシートと、写真プリント用の複数のシールとを有する。当該ストラップ作成材料は、各シールの裏面を互いに貼り合わせることでストラップのアクセサリとなる小さな写真アルバムのアルバムページ部を作成可能に構成されている。

【0024】

〈構成〉

【0025】

(全般)

【0026】

図1は、本発明のストラップ作成材料の一例を示す平面図である。「ストラップ作成材料」0100は、「ベースシート」(本図には現れない)と、写真プリント用の複数の「シール」0103～0113とを有する(即ち、「ストラップ作成材料」0100は本図に現れないベースシートを含む全体を指す)。シールは、例えば本図の例のように、ベーの場合には、ストラップ作成材料は、ベースシートの上に写真プリント用シート0102に複数配置される。そこで、このせてなる(なお、本図および以下に示す各図はいずれも概念図であるので、各図間の寸法比率は必ずしも一致しない。また、煩雑を避けるため一部の記載を省略して示す場合がある)。

【0027】

本発明において「ストラップ」とは、いわゆる携帯ストラップをいう。即ち、携帯電話、携帯型音楽プレーヤー、バッグなどの携帯品に取り付けられる革製、布製などの紐状や金属のチェーン状などの形状のものをいう。

【0028】

図2は、図1のA-A断面図である。本図に示すように、ストラップ作成材料0200は、ベースシート0201の上に写真プリント用シート0202を貼り合わせたものである。写真プリント用シートは、複数のシールを含む(本図では三枚のシール0209、0204、0212が現れている)。写真プリント用シートのうち、少なくとも各シールはベースシートから剥離可能に配置されている。例えば、中央のシール0204は、左右の両端0204a、0204b(これは図1のシール0104の上下の両端に相当する)でとができるようになっている(なお、本図では各部材の位置関係を明確に示すため、便宜上各部材を若干離して描いた)。

【0029】

本発明のストラップ作成材料には写真プリント前のものと写真プリント済みのものの両方が含まれる。即ち、第一に、本発明のストラップ作成材料は、写真プリント可能な複数のシールを配置したものであり、これに写真をプリントした上で、ストラップアクセサリを作成可能なものである。また、第二に、本発明のストラップ作成材料は、写真をプリント済みであり、これを用いて直ちにストラップアクセサリを作成可能なものである。

写真にプリント済みのものとしては、例えば、インターネットなどを介して利用者がアクセス可能なサーバ上に写真プリント前のフォーマットが掲載されており、このフォーマットと、利用者が選択したスナップ写真などをを利用して作成したものが考えられる。また、例えば、主要な観光名所の写真をストラップアクセサリ作成材料の各アルバムシールに印刷して観光地の土産品として販売する(利用者は購入後に自宅などでアルバムの形に作成してストラップアクセサリとして利用する)といったものも考えられる。

【0030】

(ベースシート)

【0031】

「ベースシート」は、図2にも示されているように、自身の上に複数のシールを配置する部材であって、ストラップ作成材料のうちの台紙にあたる部分である。

【0032】

(シール)

【0033】

「シール」は、ベースシート上で剥離可能に複数配置される写真プリント用の部材である。剥離可能に配置する方法としては、例えば、シール裏面にシールの着脱が自在な接着剤を塗布して、シールをベースシート上に配置するという方法を用いることができる。

【0034】

【0035】

「アルバムページ部」は、アルバムのうち、表表紙、裏表紙および背表紙を除くアルバ
ムの本体部分を構成する各ページをいう。また、「小さな写真アルバム」とは、ストラッ
プアクセサリとして用いるのに適したサイズの写真アルバムということであり、例えばア
ルバムの各ページが3cm×2cm程度の大きさのものが考えられる。

【0036】

このような小さな写真アルバムを作成する目的は、常に身につけておきたい通常のスナ
ップショットなどは携帯電話にぶら下げるなどして持ち歩くには大きすぎることから、こ
に持ち歩けるようにすることにある。

【0037】

アルバムページ部の作成を可能にするために、各シールは一枚ずつ別々にベースシート
から剥離させることができるようにになっている。このように別々に剥離できることで、利
用者に対して、気に入ったショットのみを選択するとか、任意の順番でアルバムに配列す
るといった自由を与えることが可能となっている。

【0038】

図3は、各シールの形状の一例を示す平面図である。ストラップアクセサリの作成要領
として後に詳述するように、各シールを用いてアルバムページ部を作成するときには、各
シールを中心で谷折りし、各シールの各ページ裏面（後述のように各シールは見開き2ペ
ージを有するのでシール裏面全体の半分にあたる）と他の任意のシールの各ページ裏面を
貼り合わせるようにする。そこで、本図に示すように各シール0303は、シール中央に
折り目0303aを有し、折り目で分けられる見開き2ページ分0303b、0303c
を有する。

【0039】

なお、折り目には折り曲げやすいようにミシン目などを入れてもよい。本図に示す例も
折り目にミシン目を入れた例である。

【0040】

このように、各シールの裏面どうしを貼り合わせていくことでアルバムページ部を構成
するものであることから、貼り合せたときにずれが生じないように、各シールの各ペー
ージ裏面は同形であることが望ましい。図3に示したものは図1に示したうちの一のシート
0103であるが、図1の例では他のシート0104～0111もこれと同形である。

【0041】

ただし、例外として異なる形状のシールが含まれることが望ましい場合がある。これは
典型的には表紙シールを設ける場合に生じるので、説明の便宜上表紙シールを説明した後
に説明する（「シール(2)」の項参照）。なお、図1に示した例では、二枚のシート0
112、0113がこの例外にあたる。

【0042】

各シールの形状は、図3の例にも示したように、角に丸みを持たせた形状であることが
望ましい。このような形状にすれば、アルバムのページの各角に丸みを持たせたものとす
ることができる。このため、角が折れ曲がったり、ページを何度もめくるうちに角が痛ん
だり、ページをめくるときに角で手に怪我をしたりといったおそれを減らすことが可能と
なる。このような形状とすることが可能であるのは、シールを見開き2ページとしたこと
による。仮に、例えばシールに複数の折り目を設けて山折り、谷折りを交互に繰り返して
一枚のシートで蛇腹形状となるようにした場合には、このように各ページの角に丸みを持
たせることは困難である。なお、角に丸みを持たせた形状は、図3に示すように、矩形の
各角を丸くしたものに限らず、他の形状であってもよい。例えば、略ハート型（ただし
、下端の角も丸くなっているもの）や花型のような形状であってもよい。

【0043】

【0044】

本実施例のストラップ作成材料は、表紙シールを有していてもよい。表紙シールは、ペースシート上で剥離可能に配置される写真プリント用の部材である。

【0045】

前出の図1に示したストラップ作成材料にも、表紙シール0114が配置されている例が示されている。

【0046】

図4は、表紙シールの形状の一例を示す図である。本図に示すように、表紙シール0414は、シール略中央に二つの折り目0414a、0414bを有し、折り目で挟まれる中央部分0414cと、折り目で分けられる左右部分0414d、0414eとを有する。

【0047】

ストラップアクセサリの作成要領として後に詳述するように、中央部分は、アルバムページ部の背の部分と対応することでアルバムページ部に対する背表紙を構成可能である。また、左右部分は、アルバムページ部の最初のページ裏面と最後のページ裏面と貼り合わされることで表表紙、裏表紙を作成可能であるように構成されている。

【0048】

このように、ストラップアクセサリ材料の写真プリント用のシートに表紙シールも設けすることで、ストラップアクセサリを作成したときに、外面にも写真が現れることとなり、ペンダントと同じような感覚で携帯時に気軽に見ることもできるし、複数のストラップアクセサリを作成して交互に携帯する際の区別も容易に行うことが可能となる。

【0049】

ところで、表紙シールとアルバムページ用のシールを用いてストラップアクセサリ（写真アルバム）を作成した場合、表紙がアルバムページより少し大きい方が、アルバムページを保護する上で都合がよいし、見栄えも美しい。そこで、ストラップアクセサリをこのような形状にすることを可能にするため、表紙シールは、アルバムページ用のシールよりも少し大きいことが望ましい。より詳細に言えば、縦の寸法はアルバム用のシールとほぼ等しく、横の寸法がアルバム用のシールより若干長い程度が望ましい。これは、次項（シール（2））に述べる構成と相まって、表紙が小口に対してひさしとなるように構成するためである。具体的な寸法としては、例えば、アルバムの各ページが3cm×2cm程度の大きさのものである場合に、表紙シールの左右部分は、それぞれ3cm×3cm程度とすることが考えられる。また、この場合に、背表紙を構成する中央部分の幅は1cm弱程度とすることが考えられる。

【0050】

アルバムのサイズをこのような小さなものとすることで、これを取り付けたストラップのサイズも、常時身につけるものとして不自由でないサイズとすることが可能となる。

【0051】

なお、一つのストラップ作成材料が表紙シールを複数有していてもよい。また、この場合にそれぞれの表紙シールの形状が異なっていてもよい。例えば、ストラップ作成材料が2枚の表紙シールを有し、このうち1枚が上述の例と同じように横の寸法がアルバム用のシールより若干長く、もう1枚がアルバム用のシールと同じ寸法であるというものが考えられる。このようにすることで、利用者は、ある写真アルバムを作成するときには表紙に横の寸法がアルバム用のシールより若干長いものを用い、別の写真アルバムを作成するときには表紙にアルバム用のシールと同じ寸法のものを用いるといった具合に、好みに応じてアルバムの表紙を選択することができるようになる。

【0052】

（シール（2））

【0053】

既に言及したように、各ページ裏面が同形であることが望ましいことの例外として、異

【0054】

具体的に他のシール（以下「通常のシール」という）と形状が異なるシールは、（1）
アルバムページ部の最初の2ページ専用のシール（本発明において「最初シール」という
シール）と、（2）アルバムページ部の最後の2ページ専用のシール（本発明において「最後シ
ール」という）である。

【0055】

この場合、最初シールの最初のページと、最後シールの最後のページとは、アルバムペ
ージ部の小口にひさしとなるように大きめに構成される。「小口」はアルバムの前面（背
表紙の反対側の面）をいうところ、「小口にひさしとなるように」とは、表表紙と最初シ
最後のページを貼り合わせることによって形成される面と、裏表紙と最後シールの
ページよりも大きめであることで、あたかも家のひさしが軒よりも張り出しているように、
「両表紙がアルバムページ部分よりも張り出しているように」という意味である。

【0056】

図5は、最初シールの最初のページと最後シールの最後のページとがアルバムページ部
の小口にひさしとなるように大きめに構成されている状態を説明するための図である。本
図には、本実施例のストラップ作成材料を用いてストラップアクセサリ（写真アルバム）
0520を作成した場合において、当該ストラップアクセサリの表表紙と最初シールの最
初のページを貼り合わせることによって形成される面0521と、裏表紙と最後シールの
最後のページを貼り合わせることによって形成される面0522とが、その間に挟まれて
いる各ページによって形成される小口（破線0523で囲んだ範囲で示される）にひさし
となるように張り出している状態が現れている。

【0057】

このような構成を可能にするために、最初シールの最初のページと、最後シールの最後
のページとは、他のページよりも大きめに構成される。この場合、最初シールの最初のペ
ージは表表紙と貼り合わされ、最後シールの最後のページは裏表紙と貼り合わされるもの
であることから、「大きめ」とは、好適には、表紙の左右部分のそれぞれと同じ大きさを
意味する。

【0058】

前出の図1に示したストラップ作成材料にも、最初シール0112と最後シール011
3が配置されている例が示されている。なお、上では、縦書きの書物のように小口側から
見て右側に表表紙が来るアルバムを想定したが、横書きの書物のように小口側から見て左
側に表表紙が来るアルバムでは、図1の最初シールと最後シールが逆になる。

【0059】

図6は、最初シールと最後シールの形状の一例を示す図である（本図でも図1と同様、
小口側から見て右側に表表紙が来るアルバムを想定している）。本図では、通常のシール
、表紙シールの大きさとの違いをわかりやすく比較するために、これらと並べて示してい
る。

【0060】

本図に示すように、最初シール0612の最初のページ0612cと表紙シール061
4の表表紙0614dは同じ大きさ（かつ左右対称の同形）である。最初シール0612
の他方のページ0612cは通常のシールの一つのページ0601cと同じ大きさ（かつ
左右対称の同形）である。

【0061】

また、最後シール0613の最後のページ0613bと表紙シール0614の裏表紙0
614eは同じ大きさ（かつ左右対称の同形）である。最後シール0613の他方のペ
ージ0613cは通常のシール0611の一つのページ0611bと同じ大きさ（かつ左右
対称の同形）である。

【0062】

(つり下げシール)

【0063】

本実施例のストラップ作成材料は、つり下げシールを有していてもよい。つり下げシールは、ストラップ材料を用いて作成したストラップアクセサリをストラップにつり下げるために使用するためのものであり、ベースシート上で剥離可能に配置され、ストラップ紐の挿通穴用切込み部を有し、幅が表紙シールの中央部分幅とほぼ等しい短冊状の部材である。

【0064】

前出の図1に示したストラップ作成材料にも、つり下げシール0115が配置されている例が示されている。

【0065】

図7は、つり下げシールの形状の一例を示す図である。本図に示すように、つり下げシール0715は、ストラップ紐挿通穴用切込み部0715aを有し、幅が表紙シールの中央部分幅とほぼ等しい短冊状の部材である。従って、表紙シールの中央部分幅が上に挙げたような1cm弱程度の例の場合には、つり下げシール幅も1cm弱程度となる。

【0066】

図8は、つり下げシールの使用状態の一例を示す図であって、つり下げシール0815をベースシート上から剥離してストラップアクセサリに取り付けるために組み立てた状態の一例を示す。本図のつり下げシールは、図7の状態から剥離し、二つのストラップ紐挿通穴用切込み部どうしが重なるようにB-B線で山折りして裏面どうしを接着させた状態を示す。

【0067】

以上のほか、ストラップアクセサリ作成材料には、図1の例にも示したように見出し用のシール0116などが備えられていてもよい。さらに、前出の観光地の土産品などに利用する場合には、利用者が購入後にアルバムの形に作成する際の作成方法をサーバに掲載するとともに、利用者がこのサーバにアクセスするための二次元バーコードなどを印刷したシールが備えられていてもよい。

【0068】

また、上で表紙シールを複数有していてもよい例を述べたが、これと同様に、他のシールも複数の枚数が保有されていたり、複数の種類のものが保有されていたりしてもよい。例えば、アルバム用のシールについて、形状の異なる（例えば略矩形のものと略ハート型のもの）それぞれのセットを複数種類保有していてもよい。また、つり下げシールについても形状の異なる複数のものを保有し、利用者が好みに応じて選択できるようにしてもよい。

【0069】

このように、アルバムそのものをシールで構成することに加え、表紙シール、つり下げシール、見出し用シールなどをすべて一つのベースシート上に配置することで、利用者、提供者とともにアルバム作成の煩雑さから解放され、極めて手軽にアルバムを作成して、これを常時ストラップアクセサリとして携行することが可能になっている。

【0070】

〈効果〉

【0071】

本実施例の発明により、通常のスナップ写真などを複数分ストラップのアクセサリとできるストラップアクセサリ作成材料を提供することが可能となる。また、そのストラップのサイズも常時身に付けるものとして不自由でないサイズとできるストラップアクセサリ作成材料を提供することが可能となる。

【実施例2】

【0072】

〈概要〉

【0073】

本実施例のストラップアクセサリは、実施例1で述べたストラップアクセサリ作成材料を用いて作成されるストラップアクセサリである。

【0074】

〈構成〉

【0075】

(全般)

【0076】

本実施例のストラップアクセサリの形状の一例は図5に示したとおりである。同図の例は、実施例1で述べたストラップアクセサリ作成材料のうち、アルバムページ部を構成するためのシールのほかに表紙シールを有し、アルバムページ部を構成するためのシールの中に、最初シールと最後シールが含まれ、最初シールの最初のページと最後シールの最後のページとはアルバムページ部の小口にひさしとなるように大きめに構成されるストラップアクセサリ作成材料を用いて作成した例である。

【0077】

(ストラップアクセサリの作成要領)

【0078】

ここで、ストラップアクセサリ作成材料を用いた本実施例のストラップアクセサリの作成要領の一例について、図9に示した形状のストラップアクセサリを作成する場合の例で説明する。なお、この作成に用いるストラップアクセサリ作成材料は、前にも述べたように写真プリント済みのものである。

【0079】

図9～図11は本実施例のストラップアクセサリの作成要領を説明するための図である。以下、これらの図を適宜用いて説明する。本例のストラップアクセサリは、以下の工程によって作成される。

【0080】

(工程1)：はじめに、アルバムページ部の作成工程について説明する。まず、アルバムページ部に用いる各シール(最初シール、最後シールを含む)をベースシートから剥離させる

【0081】

(工程2)：次に、工程1にて剥離させたシールのうち最初シール0912を、図9(a)に示すように折り目0912aにて谷折りする。

【0082】

(工程3)：次に、工程1にて剥離させたシールのうち最初シール(1、2ページを構成)に続くページ(即ち3、4ページ)を構成するシール0903を、図9(b)に示すように折り目0903aにて谷折りする。

【0083】

(工程4)：次に、図9(c)に示すように、工程2にて谷折りした最初シール0912の2ページ0912bと、工程3にて谷折りした3、4ページを構成するシール0903の3ページ0903cの裏面どうしを接着する。

【0084】

(工程5)：次に、工程1にて剥離させたシールのうち5、6ページを構成するシール0904を、図9(b)と同じ要領で折り目0904にて谷折りする。

【0085】

(工程6)：次に、図10(a)に示すように、工程4にて接着した3、4ページを構成するシール1003の4ページ1003bと、工程5にて谷折りした5、6ページを構成するシール1004の5ページ1004cの裏面どうしを接着させる。

【0086】

図10(b)は、図10(a)の状態をページ略中央の水平断面でみた図であり、ここまで工程による作成途上のアルバムページ部の状態を示したものである。

【0087】

7、8ページ以降を構成するシールについても、上記工程と同じ要領で、谷折り・接着を、最後シールの直前のページ（本例では19、20ページ）を構成するシールの谷折り・接着に至るまで繰り返す（この状態のものが後出の図10（d）左側に示されている。1011は20ページ1011bと19ページ1011cによって構成されている）のうち、同図において、最後シールの直前のページを構成するシール1011（当該シールち20ページ1011bの裏面が手前側に現れている）。

【0088】

（工程7）：次に、工程1にて剥離させたシールのうち最後シール1013を、図10（c）に示すように折り目1013aにて谷折りする。

【0089】

（工程8）：次に、図10（d）の左側に示す工程6までで接着した最後シールの直前のページ（20ページ）1011bと、工程8にて谷折りした最後シール（21、22ページを構成）1013の最後ページではない方のページ（21ページ）1013cの裏面どうしを接着させる。同図の右側にこのようにして最後シールを接着した状態を示す。

【0090】

以上の工程により、アルバムページ部の作成が完了する。

【0091】

図11（a）は、図10（d）の状態をページ略中央の水平断面でみた図であり、以上の工程により完成したアルバムページ部の状態を示したものである。

【0092】

（工程9）：次に、表紙の作成工程について説明する。まず、表紙シールをベースシートから剥離させる

【0093】

（工程10）：次に、工程9にて剥離させた表紙シールのうち最初シール1114を、図11（b）に示すように二つの折り目1114a、1114bにてともに山折りする。

【0094】

（工程11）：次に、図11（c）に示すように、工程10にて山折りした表紙シール1114の表表紙1114dと、工程8までにて作成したアルバムページ部の最初シール1112の1ページ1112cの裏面どうしを接着する。

【0095】

（工程12）：次に、図11（d）に示すように、工程10にて山折りした表紙シール1114の裏表紙1114eと、工程8までにて作成したアルバムページ部の最後シール1113の最終ページ（22ページ）1113cの裏面どうしを接着する。

【0096】

これで、ストラップアクセサリの作成が完了する。なお、つり下げシールを設ける場合は、前出の図8に示した状態に組み立てたつり下げシールを、工程8までにて作成したアルバムページ部の背表紙裏部分に貼り付けた後、このつり下げシールごとアルバムページ部を包む形で、工程9以下に示した要領にて表紙シールの取り付けを行うようすればよい。

【0097】

〈効果〉

【0098】

本実施例の発明により、通常のスナップ写真などを複数分ストラップのアクセサリとでき、そのストラップのサイズも常時身に付けるものとして不自由でないサイズとできるストラップアクセサリを提供することが可能となる。

【実施例3】**【0099】**

〈概要〉

【0100】

本実施例のストラップは、実施例2で述べたストラップアクセサリを備えたストラップである。

【0101】

〈構成〉

【0102】

(全般)

【0103】

図12は、本実施例のストラップの一例を示す図である。

【0104】

本図示すストラップ1230は、ストラップへのつり下げシールを用いずにつり下げ用の挿通穴1231(はとめで補強)を備えたビニールケース1232に収納してストラップ紐1233に取り付けた例である。ケースの材料としては、このほか布や革なども考えられる。例えば、布を材料にした場合には、その折柄などを、例えばお守り袋のように大事なものを収納するのにふさわしいデザインにすることができる。また、革を材料にした場合には、常に身に付けて持ち歩くのにふさわしい丈夫なケースとすることができる。

【0105】

〈効果〉

【0106】

本実施例の発明により、通常のスナップ写真などを複数分ストラップのアクセサリと一緒に、そのストラップのサイズも常時身に付けるものとして不自由でないサイズとできるストラップアクセサリを備えたストラップを提供することが可能となる。

【請求項 1】

ベースシートと、
ベースシート上で剥離可能に配置される写真プリント用の複数のシールと、
を有し、

各シールは、シール中央に折り目を有し、
折り目で分けられる見開き2ページの各ページ裏面を他の任意のシールの各ページ裏面
と貼り合わせることでストラップのアクセサリとなる小さな写真アルバムのアルバムペー
ジ部を作成可能に構成されている
ストラップアクセサリ作成材料。

【請求項 2】

各シールは、角に丸みを持たせた形状である請求項1に記載のストラップアクセサリ用
材料。

【請求項 3】

ベースシート上で剥離可能に配置される写真プリント用の表紙シールを有し、
表紙シールは、シール略中央に二つの折り目を有し、
折り目で挟まれる中央部分は、アルバムページ部の背の部分と対応することでアルバム
ページ部に対する背表紙を構成可能であり、
折り目で分けられる左右部分は、アルバムページ部の最初のページ裏面と最後のページ
裏面と貼り合わされることで表表紙、裏表紙を作成可能である
ように構成されている請求項1または2に記載のストラップアクセサリ作成材料。

【請求項 4】

前記複数のシールには、

アルバムページ部の最初の2ページ専用の最初シールと、
アルバムページ部の最後の2ページ専用の最後シールと、が含まれ、
最初シールの最初のページと、最後シールの最後のページとは、アルバムページ部の小
口にひさしとなるように大きめに構成されている請求項1から3のいずれか一に記載のス
トラップアクセサリ作成材料。

【請求項 5】

ベースシート上で剥離可能に配置され、
ストラップ紐挿通穴用切込み部を有し、幅が表紙シールの前記中央部分幅とほぼ等しい
短冊状のつり下げシールをさらに有する請求項3または3に従属する請求項4に記載のス
トラップアクセサリ作成材料。

【請求項 6】

請求項1から5のいずれか一に記載のストラップアクセサリ作成材料を用いて作成され
るストラップアクセサリ。

【請求項 7】

請求項6に記載のストラップアクセサリを備えたストラップ。

【書類名】要約書

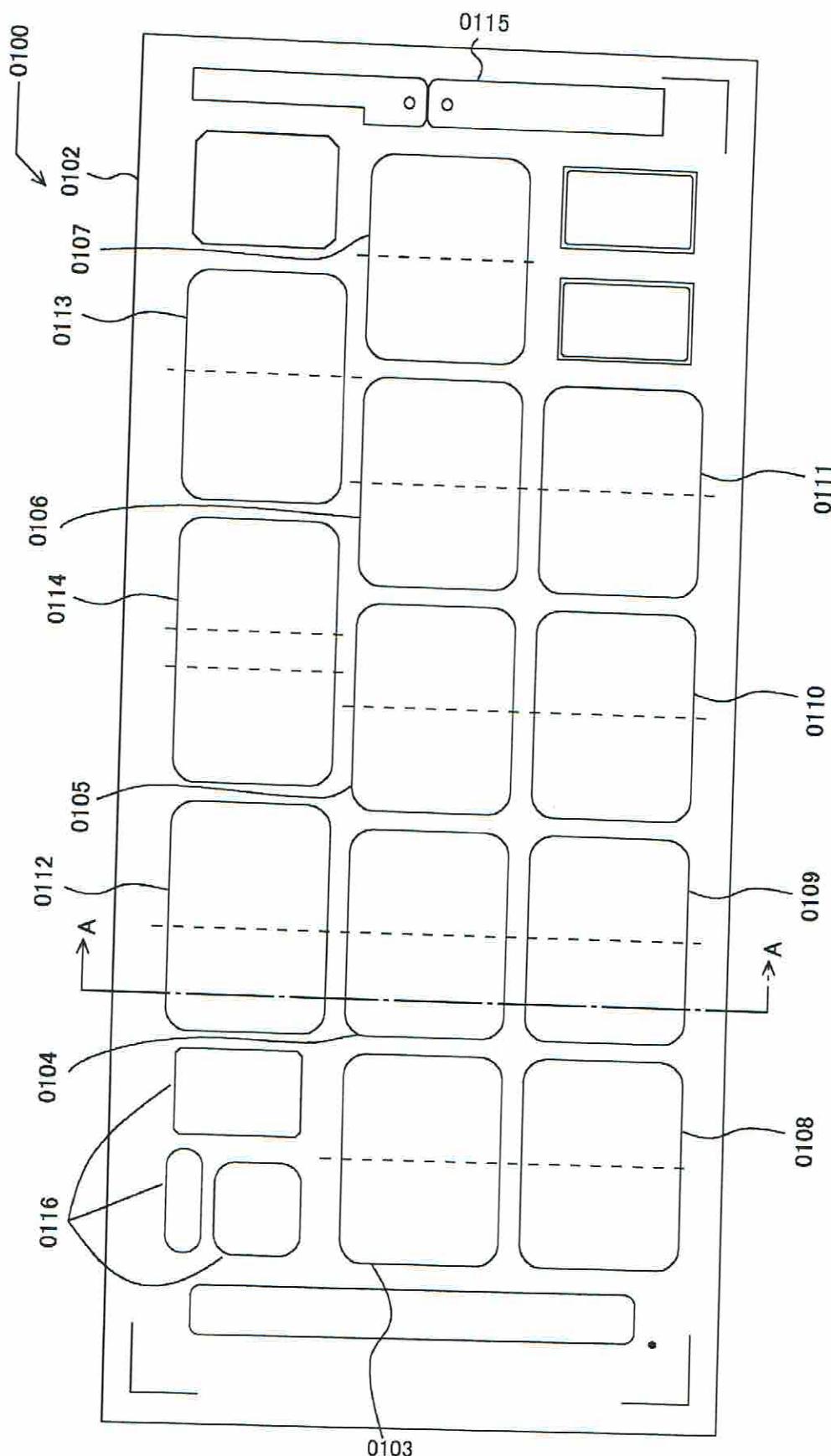
【課題】通常のスナップ写真などを複数分ストラップのアクセサリとできるストラップアクセサリ作成材料を提供し、そのストラップのサイズも常時身に付けるものとして不自由でないサイズとできるストラップアクセサリ作成材料、ストラップアクセサリおよびストラップを提供する。

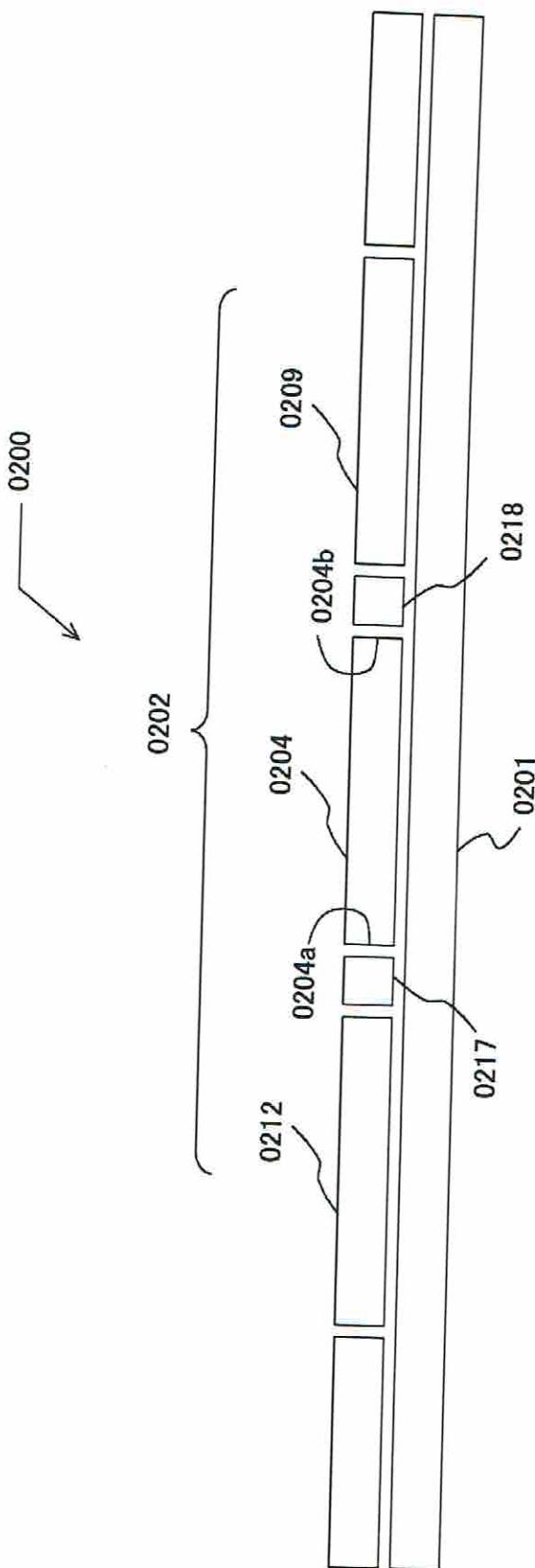
【解決手段】ベースシートと、ベースシート上で剥離可能に配置される写真プリント用の複数のシールとを有し、各シールは、シール中央に折り目を有し、折り目で分けられる見開き2ページの各ページ裏面を他の任意のシールの各ページ裏面と貼り合わせることでされているストラップアクセサリとなる小さな写真アルバムのアルバムページ部を作成可能に構成され成されるストラップアクセサリおよび当該ストラップアクセサリ作成材料を用いて作供する。

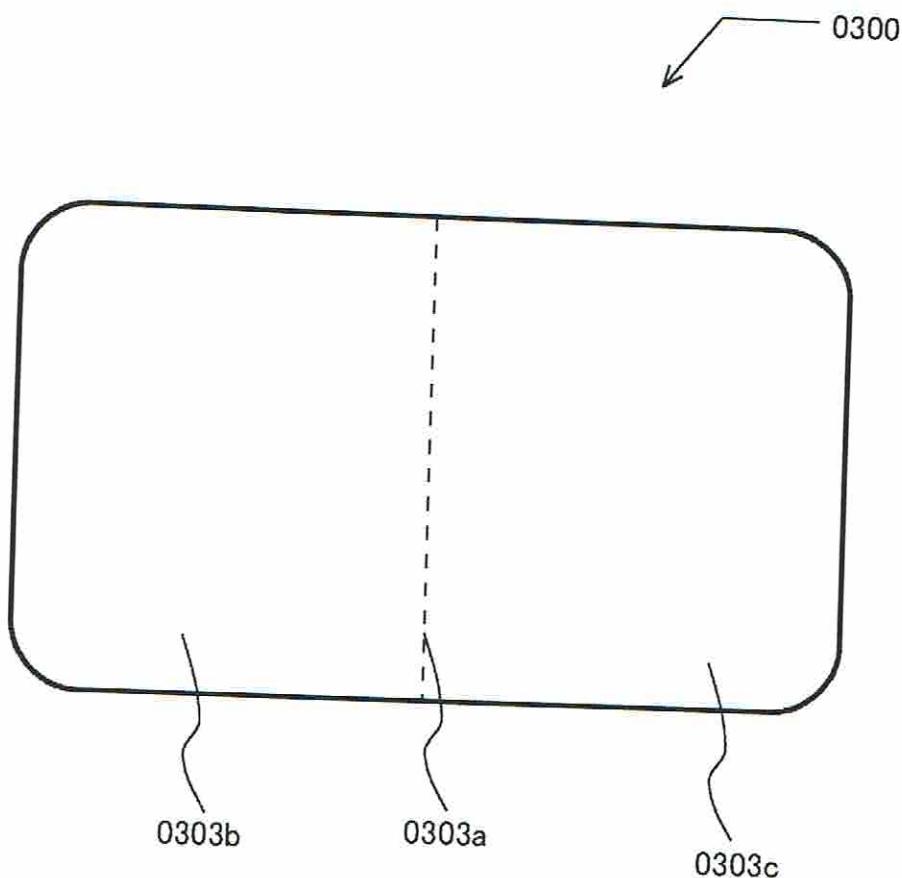
【選択図】図1

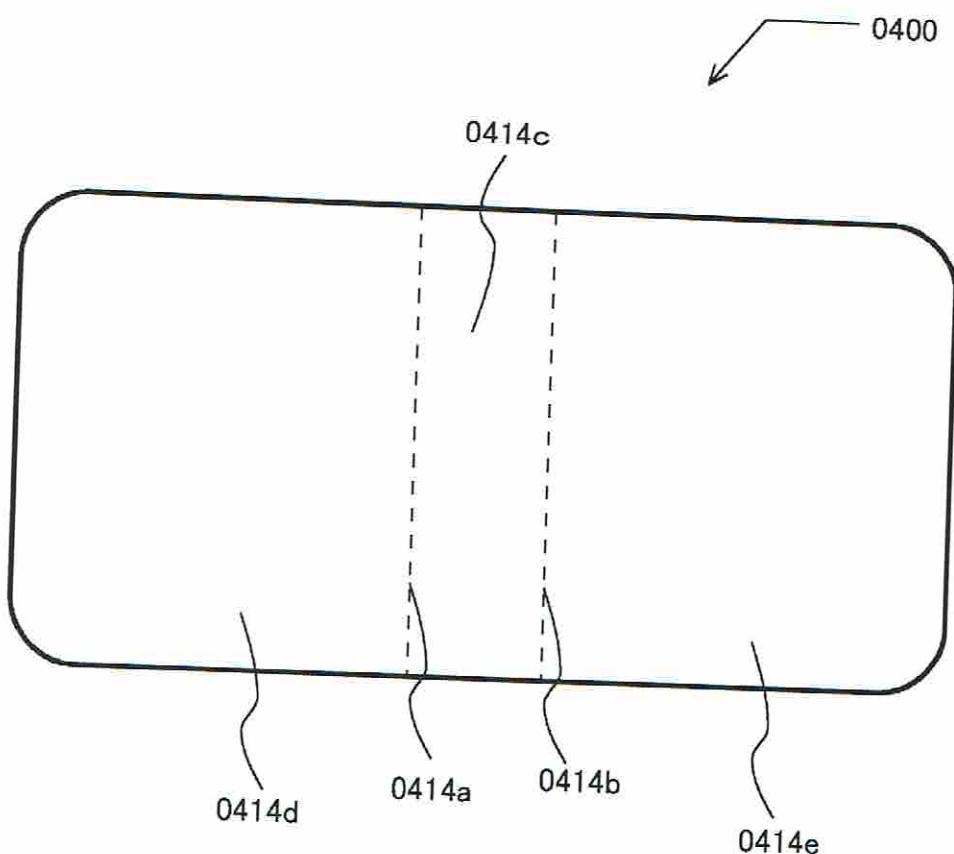
【書類名】図面

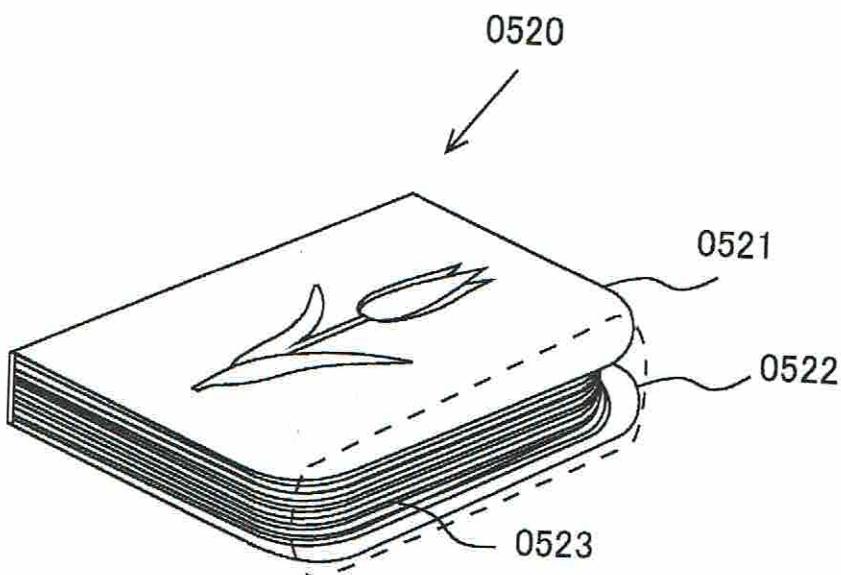
【図1】

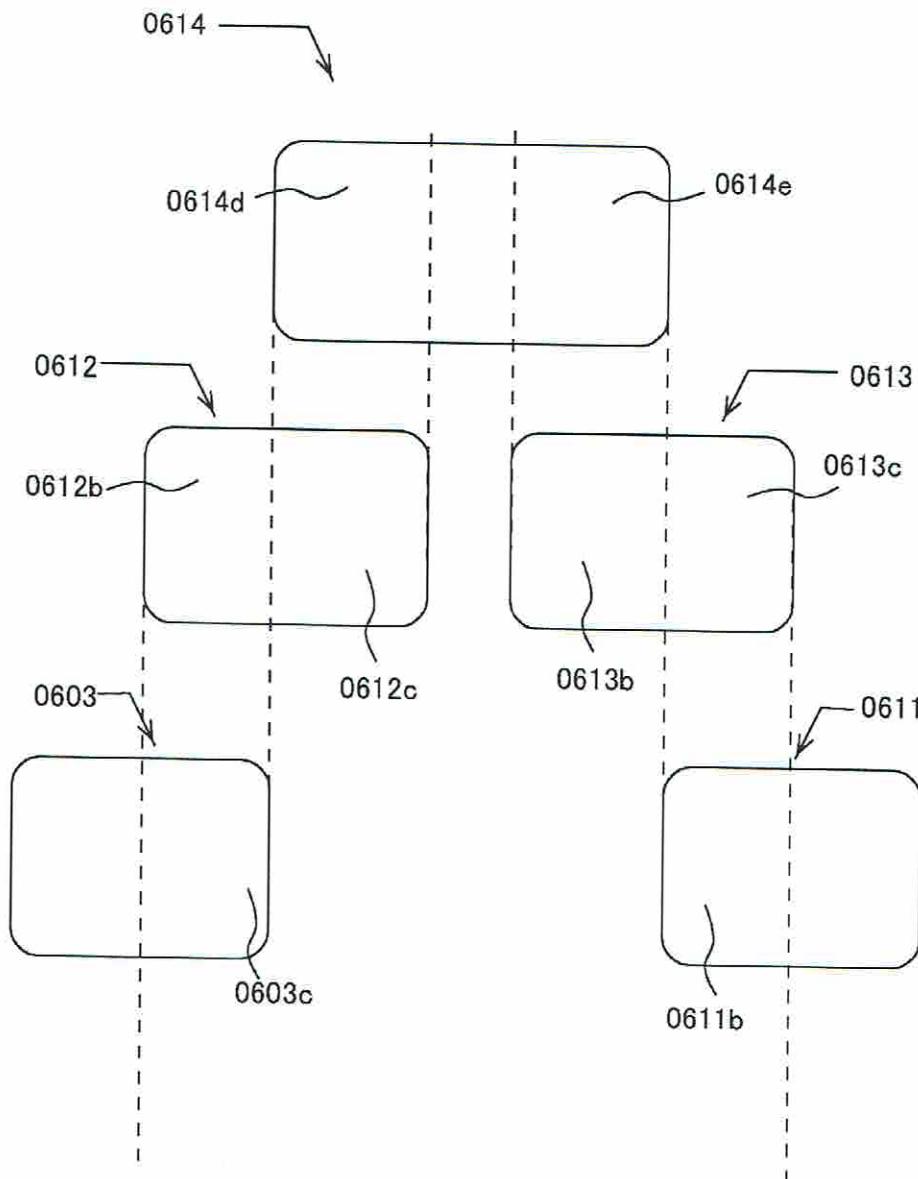


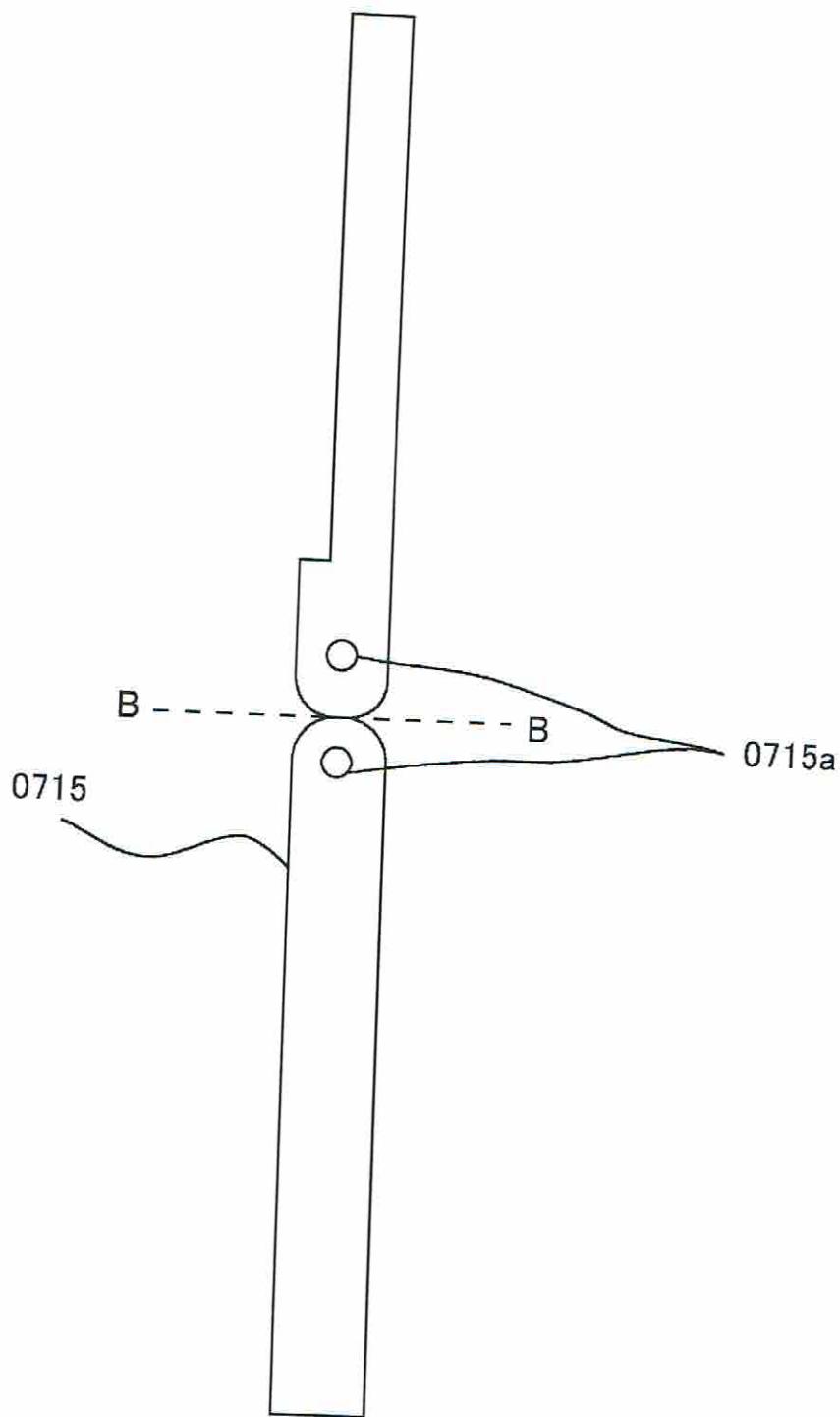


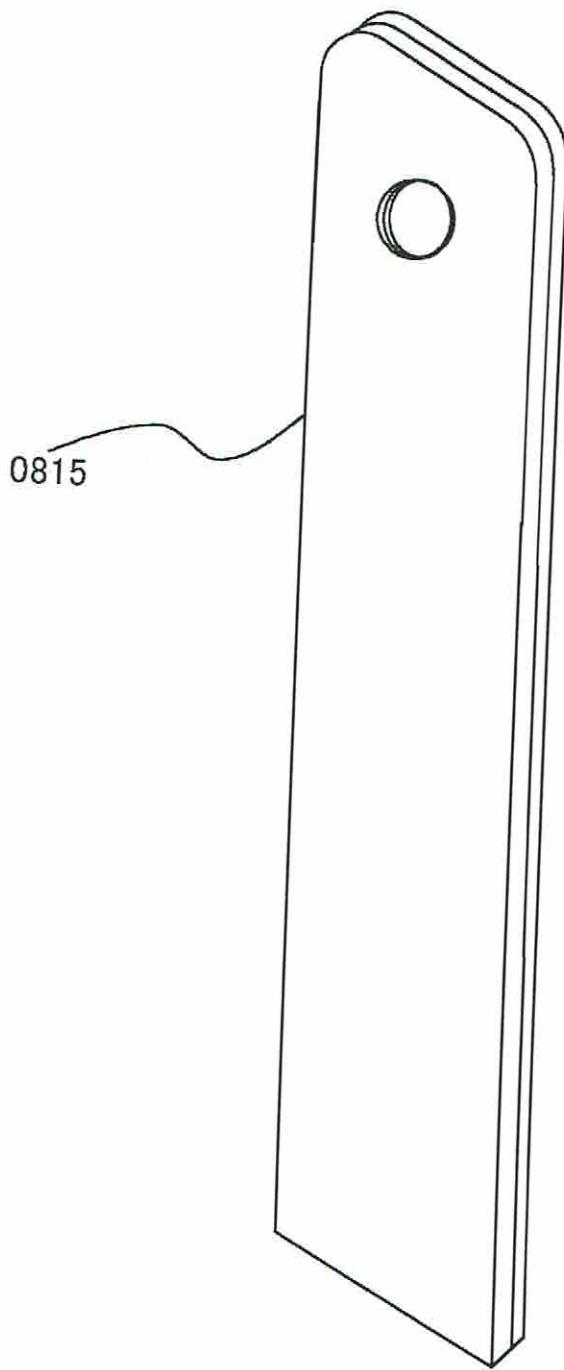


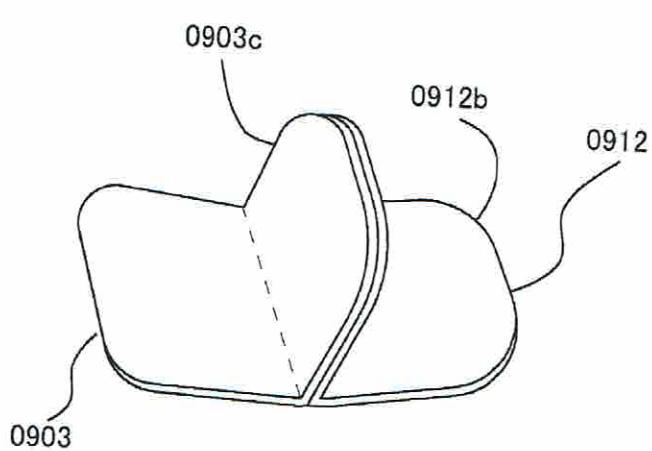
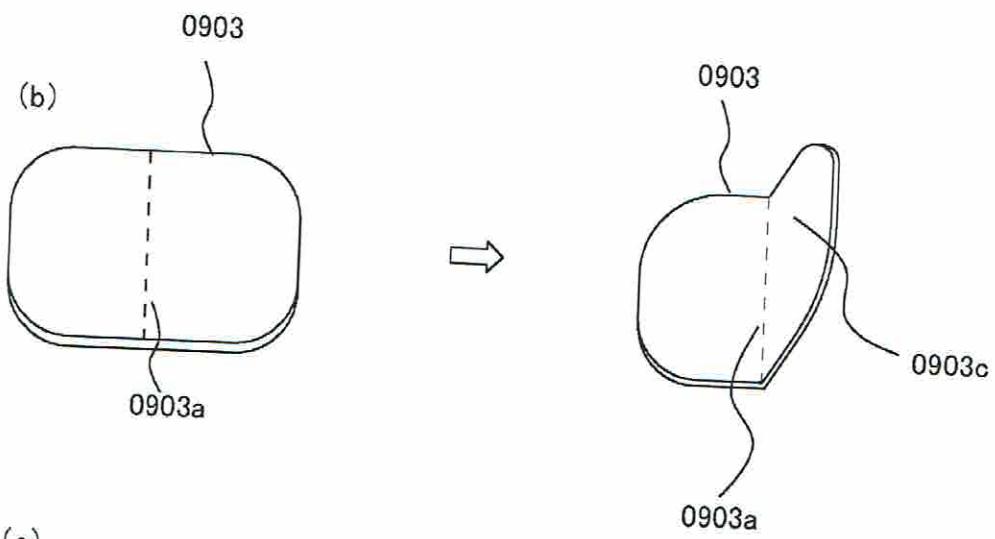
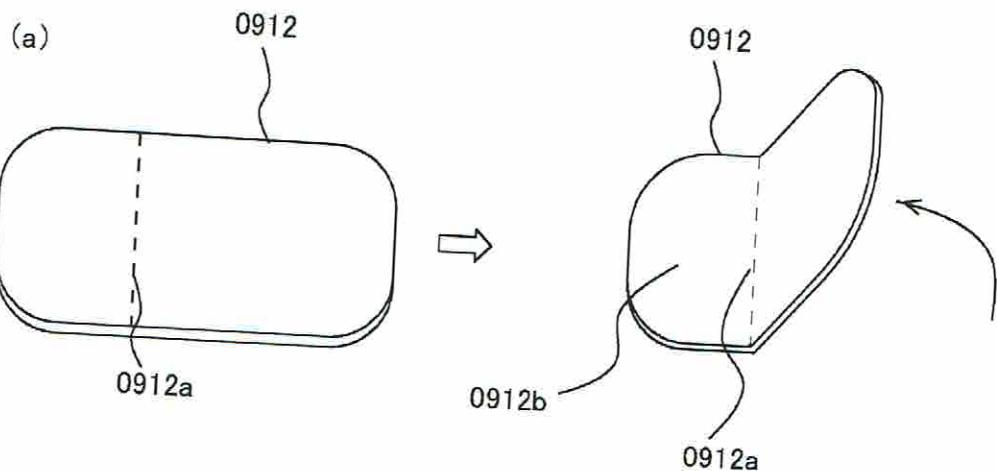


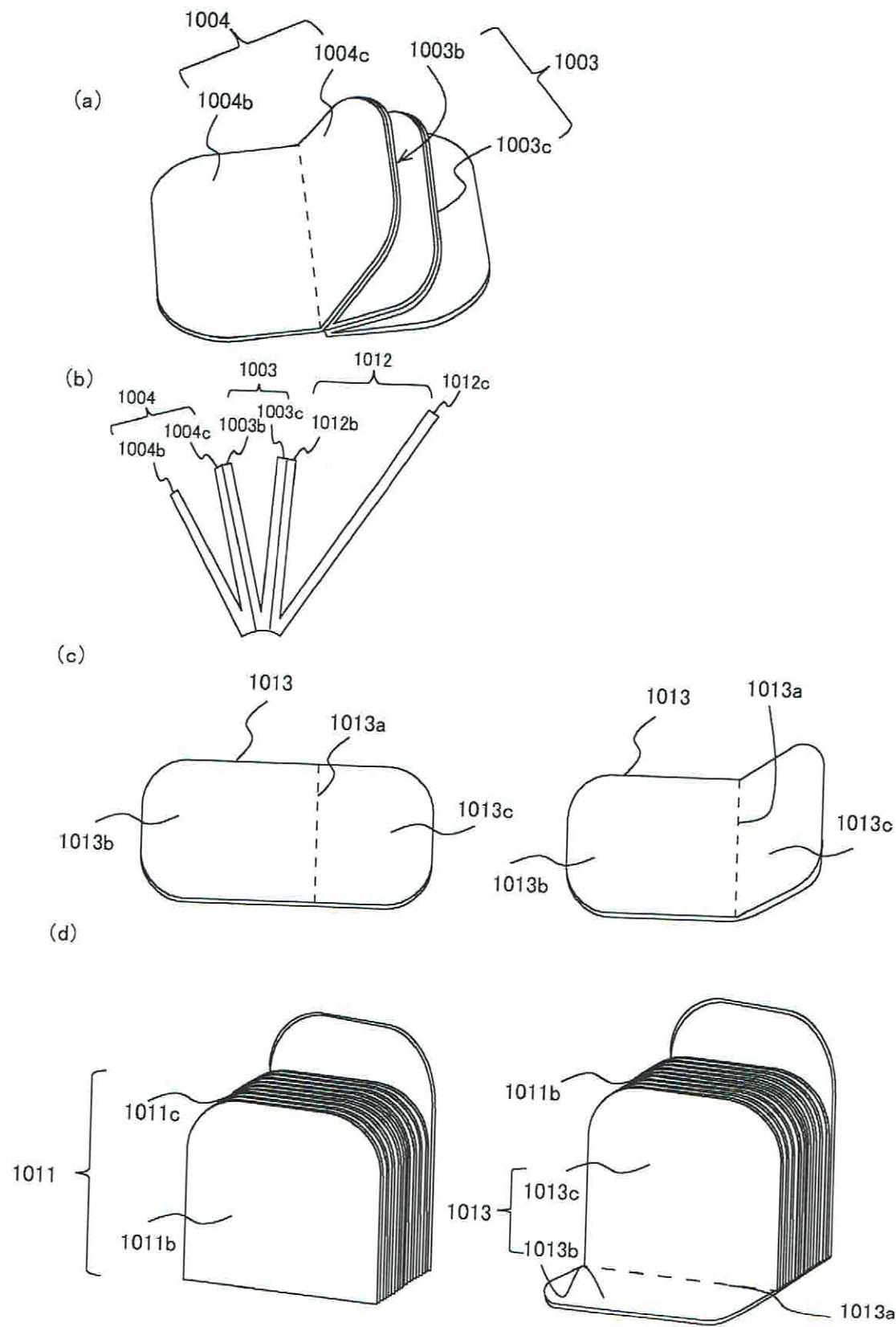


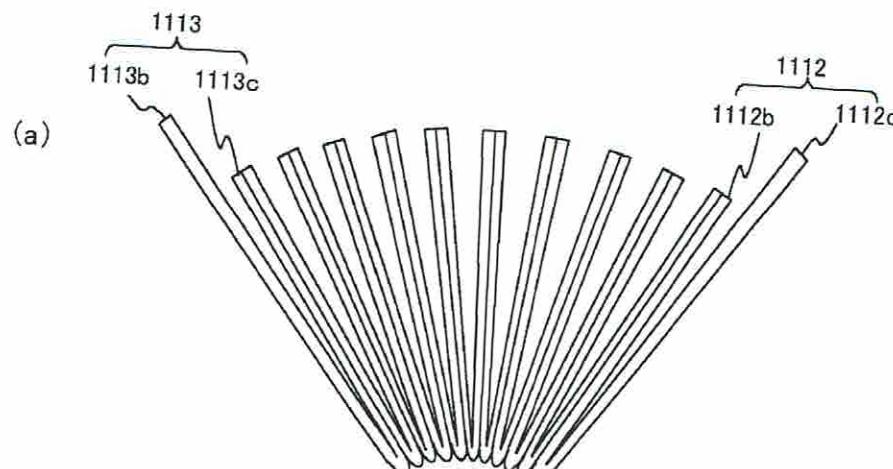




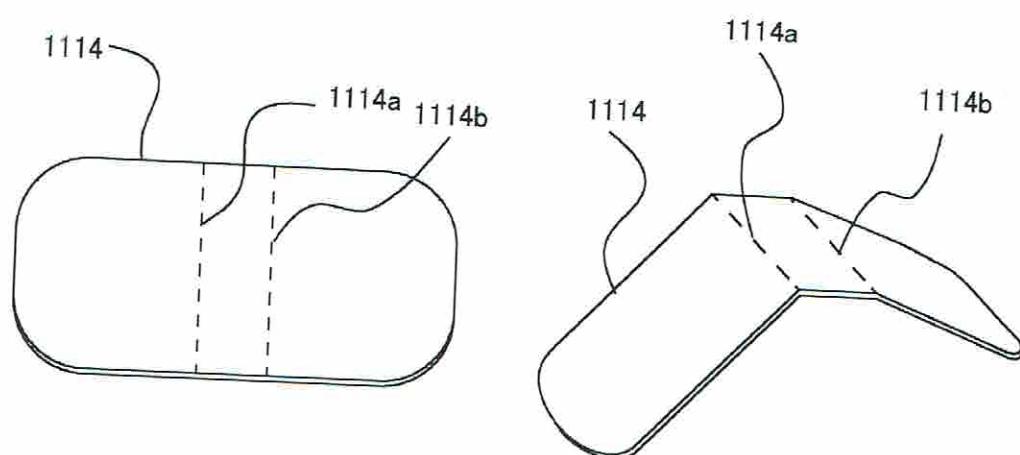




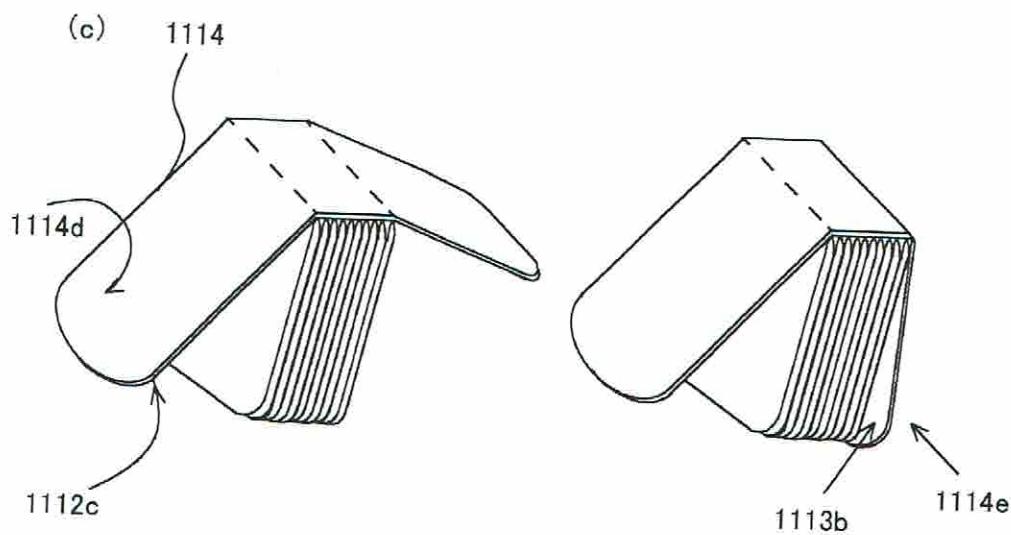




(b)



(c)



【図12】

